

市庁舎関係
連絡先

有田市役所..... 83-1111
有田市消防本部..... 83-0119
有田市立病院..... 82-2151
有田市水道事務所..... 83-2141
有田市文化福祉センター..... 82-3221

有田市図書館..... 82-3220
初島公民館..... 82-4159
港町公民館..... 82-5957
箕島公民館..... 82-2276
宮崎公民館..... 83-3955

保田公民館..... 82-3168
宮原公民館..... 88-5524
糸我公民館..... 88-5500
中央地区公民館..... 82-1093

お知らせ

有田市メール配信サービス
が始まります！

みなさんのパソコンや携帯電話に、市の情報をメールで無料配信(※)します。「防災」「防犯」「行政」「イベント」4つのジャンルの中から必要な情報を選択できます。ぜひ登録ください。

※登録は無料です。
メール受信料は利用者負担となります。



登録方法
PC / <https://service.sugumail.com/arida/member/>
携帯 / <https://service.sugumail.com/arida/> (スマホは「arida@sg-m.jp」メールを送信)
防災安全課 (内線218)

国民年金についてのお知らせ

こんなときには届出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり、受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

次に該当するときは、必ず市役所で国民年金加入の手続きをしてください。
20歳になったとき
※厚生年金や共済年金加入者を除く

平成27年度償却資産の申告

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産(構築物、機械、備品など)のことです。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産状況を市に申告しなければなりません。固定資産税の課税対象ですので、必ず申告してください。

申告方法 / 税務課へ申告書を提出(郵送可)

※昨年に申告された方には書類を送付しません。今回初めて申告される方は書類をお送りしますので、税務課までご連絡ください。

提出期限 / 2月2日(月)
※郵送の場合2日(月) 必着

太陽光発電設備を設置している方へ
太陽光発電設備(太陽光パネル)を設置した場合、申告が必要な場合があります。次の表で、対象になっているかご確認ください。

設置者	太陽光発電設備	
	10kW以上	10kW未満
個人(住宅用)	発電量の全量又は余剰を売却する場合、事業用資産となり、申告の対象となります。	事業用資産とはなりません。申告の対象外です。
個人(事業用) 法人	事業用の資産として、売電の有無にかかわらず、申告の対象となります。	

税務課(内線514)

退職したとき

※厚生年金や共済年金加入者の場合
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金をやめたとき
※配偶者の扶養から外れたとき・離婚したとき・配偶者が65歳になったときも手続きが必要となります。

※家族の方で代理の場合、印鑑が必要

「源泉徴収票」が送付されます

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、老齢年金を受けている方には、1年間の年金総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に送られてきますので、確定申告の際に提出してください。

なお、障害年金・遺族年金は課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

和歌山西年金事務所

健康課 (内線516)
Tel 073-1447-1660

一般不妊治療費助成事業

一般不妊治療を受けた方を対象に費用の一部を助成します。
助成対象者
・結婚している夫婦であること
・申請時、夫又は妻のどちらかが和歌山県内に1年以上住所があり有田市民であること
・夫と妻の所得合計(控除後の額)が730万円未満であること

湯浅税務署からのお知らせ

復興特別所得税の記載
平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

消費税率の改正(5%→8%)

平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む)の税率が8%に引き上げられました。

平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書は、旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものとを区分した帳簿等に基づき作成する必要があります。

※平成26年4月1日以降に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

年金受給者のための申告会場のご案内

確定申告期間前に年金受給者に係る申告会場を開設しますのでご利用ください。
日時 / 2月4日(水)・5日(木)
午前10時～午後4時
※正午～午後1時は受付しません。
場所 / 市役所3階会議室
※ご来場の際には、確定申告書及びその関係書類、前年分の申告書の控え、源泉徴収票(給与・年金)、所

世帯全員が市税を完納していること
助成対象経費

・保険適用外の不妊治療及び不育治療
* 治療の一環として行われる検査及び治療開始前に不妊原因または不育原因を調べるための検査
継続2年間で合わせて上限3万円、助成額 / 1年度につき上限3万円

健康課 (内線343)

1年のスタートは健診から！
集団健診

健診場所	実施日	申込締切日
保健センター	1月25日(日)	1月14日(水)
JAありだ宮原支所	2月5日(木)	1月22日(木)
保健センター	2月8日(日)	1月26日(月)

※受付はいずれも午前8時～9時
※事前申込が必要

特定健診
対象者 / 40～74歳の国保加入者
※受診券が必要
自己負担額 / 無料
内容 / 問診・診察・身体測定・血圧測定・尿検査・心電図・血液検査
がん検診
対象者 / 40歳以上の有田市民
自己負担額
胃がん検診 / 700円
乳がん検診 / 1,000円
大腸がん検診 / 300円
胸部検診 / 無料



2015年農林業センサス実施
2月1日現在で、全国一斉に「農林業の国勢調査」といわれる「2015年農林業センサス」が実施されます。この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。
1月中旬頃から農林業を営んでいる方に調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。ご協力をお願いします。
経営企画課(内線322)

地籍調査「成果の閲覧」実施

平成25年度に現地調査を実施した地区について地籍調査「成果の閲覧」を次のとおり行います。該当者の方には封書にて通知いたしますので、認め印をご持参のうえ、期間内に閲覧してください。

なお、閲覧が終了しますと、法務局に地籍図及び地籍簿が送付され、登記されます。

期間 / 1月19日(月)～2月16日(月)
※土・日は除きます
※2月1日(日)は閲覧可
時間 / 午前8時30分～午後4時30分
場所 / 市役所3階地籍調査課
※2月1日(日)は市役所3階会議室

冬の節電にご協力を

この冬の電力供給につきましては、他社の電力から受電することにより確保できる見通しですが、発電所のトラブルなど不測の事態により電力供給が不足することも考えられます。お客さまにおかれましては、着実な節電・省エネにご協力をお願いします。

関西電力

節電お問い合わせ専用ダイヤル
Tel 0800-1123-10171
※通話料無料
受付時間 / 平日
午前9時～午後5時

閲覧対象地区

新	堂	千	尾	初島町里
石井谷・石津谷	笹山谷・瀧形谷	上川原・下川原・西馬生	東馬生・左近	森田・北原・水鳥・岡ノ和由・竹由

市県民税(第4期)
国民健康保険税(第7期)
後期高齢者医療保険料(第7期)
介護保険料(第7期)
納期限は2月2日(月)です。
市税の納付は
安全・安心な口座振替で